

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開(別紙様式4)

物品役務等の名称 及び数量	契約担当等の氏名並 びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号 又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及 び理由 (企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員 の数	公益法人の場合			備考
										公益法 人の区 分	国所 管、都 道府県 所管の 区分	応札・ 応募者 数	
近畿厚生局第二庁舎 事務室賃貸借契約 (7階・8階部分)	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 高倉 俊二 大阪府大阪市中央区大手 前四丁目1番76号	令和7年04月01日	株式会社リヒトラブ 大阪府大阪市中央区農 人橋一丁目1番22号	1120001077594	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102 条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要である ことから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該 契約相手方と随意契約するもの	¥56,757,096	¥56,757,096	100.0%	0				
近畿厚生局京都事務 所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 高倉 俊二 大阪府大阪市中央区大手 前四丁目1番76号	令和7年04月01日	東京キャピタルマネジ メント株式会社 東京都港区西新橋一丁 目14番2号	2010401098911	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102 条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要である ことから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該 契約相手方と随意契約するもの	¥18,218,964	¥18,218,964	100.0%	0				
近畿厚生局奈良事務 所事務室賃貸借契約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 高倉 俊二 大阪府大阪市中央区大手 前四丁目1番76号	令和7年04月01日	日本生命保険相互会社 大阪府大阪市中央区今 橋三丁目5番12号	3120005007273	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102 条の4第3号 前年度に引き続き当該庁舎を利用することが必要である ことから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該 契約相手方と随意契約するもの	¥7,826,676	¥7,826,676	100.0%	0				
令和7年度スマート フォンデータ解析ソフト 及びデジタルデータ 保全ソフト保守	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 高倉 俊二 大阪府大阪市中央区大手 前四丁目1番76号	令和7年04月01日	クオリティネット株式会社 大阪府千代田区東神田 2-4-6	7011101029722	会計法第29条の3第4項 予算決算及び会計令第102 条の4第3号 当該機器は、クオリティネット株式会社が供給しており、 更新に必要な保守関係も当該相手方のみが行っている ことから、契約の性質が競争を許すものではなく、当該 契約相手方と随意契約するもの	¥3,067,900	¥3,067,900	100.0%	0				
事務用消耗品単価契 約	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 高倉 俊二 大阪府大阪市中央区大手 前四丁目1番76号	令和7年05月01日	石元商事株式会社 大阪府大阪市都島区中 野町一丁目7番20号	9120001074460	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99 条の2 当該随意契約は不落随意契約。令和7年3月6日に入 札公告、同年3月18日に開札を実施したが、予定価格 を下回る有効な入札者がおらず、再度入札を実施しても 不落となったため、随意契約に移行するもの。	¥2,488,296	¥2,427,649	97.6%	0				単価契約
本局、第二庁舎、兵 庫事務所及び神戸分 室にかかる健康診断 業務一式	支出負担行為担当官 近畿厚生局長 高倉 俊二 大阪府大阪市中央区大手 前四丁目1番76号	令和7年07月07日	株式会社アトラスメディ カル 兵庫県姫路市飾磨区清 水3丁目64番地	9140001108423	会計法第29条の3第5項 予算決算及び会計令第99 条の2 当該随意契約は不落随意契約。令和7年5月20日に入 札公告、同年6月11日に開札を実施したが、予定価格 を下回る有効な入札者がおらず、再度入札を実施しても 不落となったため、随意契約に移行するもの。	¥1,877,463	¥1,662,760	88.6%	0				単価契約

※公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

(注)必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。